○財務省告示第七十三号

外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第十一条第一項の規定に基づき、外国為替及び外国貿易法第二十一条第一項の規定に基づく財務大臣の許可を受けなければならない資本取引を指定する件（平成十年三月大蔵省告示第九十九号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年三月八日　財務大臣　野田　佳彦

第一号に次のように加える。

ヨ　リビアのカダフィ革命指導者及びその関係者として外務大臣が定めるもの（国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるリビアのカダフィ革命指導者及びその関係者を指定する件（平成二十三年三月外務省告示第七十五号）で定めるものをいう。）（以下「リビアのカダフィ革命指導者及びその関係者」という。）

第二号に次のように加える。

カ　リビアのカダフィ革命指導者及びその関係者

第三号に次のように加える。

ヲ　リビアのカダフィ革命指導者及びその関係者

○経済産業省告示第三十四号

外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第六条第一項の規定に基づき、外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第十六条第一項の規定に基づく経済産業大臣の許可を受けなければならない支払等（平成二十一年経済産業省告示第二百二十九号）の一部を次のように改正し、平成二十三年三月八日から施行する。

平成二十三年三月八日　経済産業大臣　海江田万里

第一号に次のように加える。

ヲ　リビアのカダフィ革命指導者及びその関係者として外務大臣が定めるもの（国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるリビアのカダフィ革命指導者及びその関係者を指定する件（平成二十三年外務省告示第七十五号）で定めるものをいう。）

○経済産業省告示第三十五号

外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第十五条第一項の規定に基づき、外国為替令第十五条第一項の規定により経済産業大臣が指定する外国為替及び外国貿易法第二十四条第一項の許可を要する特定資本取引（平成十五年経済産業省告示第百九十三号）の一部を次のように改正し、平成二十三年三月八日から施行する。

平成二十三年三月八日　経済産業大臣　海江田万里

第二号に次のように加える。

ヲ　リビアのカダフィ革命指導者及びその関係者として外務大臣が定めるもの（国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるリビアのカダフィ革命指導者及びその関係者を指定する件（平成二十三年外務省告示第七十五号）で定めるものをいう。）

○経済産業省告示第三十六号

輸入貿易管理令（昭和二十四年政令第四百十四号）第三条第一項の規定に基づき、昭和四十一年通商産業省告示第百七十号（輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表）の一部を次のように改正し、平成二十三年三月八日から施行する。

平成二十三年三月八日　経済産業大臣　海江田万里

二の表の第1に次のように加える。

リビア		輸出貿易管理令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物